令和６年度
９　月　版

中小企業者等軽減制度のご案内

中小企業者等の方々の
処理費用と収集運搬費用を軽減します。

JESCO

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

目　次

中小企業者等軽減制度の概要	1
軽減制度の対象者	2
軽減制度の対象物	3
軽減対象費用について	4
お申込の手順	5
自己診断シート	8
申込書記入例（会社）	10
申込書記入例（個人事業主）	11
申込書記入例（中小企業団体・法人）	12
申込書記入例（個人）	13
申込書記入例（収集運搬完了報告書兼請求書）	14
提出書類の一覧	15
お申込から収集運搬費用助成金振込みまで	17

別添：中小企業者等軽減制度申込書様式

中小企業者等の方々の費用負担を軽減します。

中小企業者などの保管事業者の方々が保管するＰＣＢ廃棄物の処理費用及び収集運搬費用は、軽減措置の適用対象となります。対象範囲は「独立行政法人環境再生保全機構に関する省令」に定められています。

処理費用及び収集運搬費用及び漏えい防止措置費用の軽減率は以下の表をご参照下さい。

（令和６年９月２日以降適用）

高濃度 PCB 廃棄物の種別	事業区域（＊）	中小企業者・法人		個人	
		処理費用	収集運搬費用	処理費用	収集運搬費用
安定器等・汚染物 トランス・コンデンサ類	東京 北海道	４４％	７０％	４４％	９５％
	北九州 大阪 豊田	０％	７０％	０％	９５％

＊都道府県別の該当事業区域については、こちらをご確認ください。
→（https://www.env.go.jp/content/900535227.pdf）
＊北九州・大阪・豊田事業区域に保管する高濃度PCB廃棄物は、北海道PCB処理事業所にて処理を行うこととなっております。

※収集運搬費用の軽減には助成限度額があります。（４ページ参照）

処理対象物のご登録後処理委託契約の時期が近づいてきましたら、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（ＪＥＳＣＯ）からご連絡させていただきます。

軽減制度の対象となるかどうか等、ご不明な点がありましたら、本社「中小軽減制度窓口」へお問い合わせ下さい。
連絡先は、本パンフレットの裏表紙をご参照下さい。

※ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第２条第５項に規定する保管事業者に該当しない中小企業者等についても95%を軽減します。

中小企業者等軽減制度の概要

軽減制度の対象者

次の方々が軽減制度の対象者です。

①中小企業等

※清算中又は特別清算中の法人に該当する、会社、中小企業団体等、法人も軽減制度の対象となり、その場合１ページにおける「個人」と同じ軽減率を適用します。清算中等の確認は登記簿謄本を用いて行います。

・会社（株式・有限・合資・合名・合同）

①表１において主たる業種毎に定められるＡ又はＢの基準を満たす会社（ただし、１又は２者以上の大企業者（中小企業者以外の会社）が保有する株式数又は出資額が、当該会社の発行済株式総数又は出資の総額の１／２以上を占めている会社（みなし大企業者）は対象外となります。）

②みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係※がないこと

③貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係※がないこと

※完全支配関係とは発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます。

・個人事業主

表１において主たる業種毎に定められるＢの基準を満たす個人事業主

・中小企業団体等

表２に定められる中小企業団体等

表１

主たる業種	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ｿﾌﾄｳｪｱ業又は情報処理ｻｰﾋﾞｽ業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他	3億円以下	300人以下

表２

中小企業団体の基準
中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）
特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2／3以上が表１のいずれかに該当する者であるもの（農業協同組合、漁業協同組合等）

・法人（会社・中小企業団体を除く）

次のいずれかに該当する法人
・常時使用する従業員の数が１００人以下の法人
・常時使用する従業員の数が表１において、主たる業種毎に定められるＢの基準を満たす法人。

※例えば、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人は、設立根拠法によりサービス業に該当するため、常時使用する従業員の数が１００人以下の法人が対象になります。

②個人

次のいずれかに該当する者
・解散又は事業を廃止した事業者から軽減対象廃棄物を承継して保管している個人
・何らかの理由で軽減対象となるＰＣＢ廃棄物を保管することとなった個人
・破産者（破産管財人）

軽減制度の対象物

軽減制度の対象となるＰＣＢ廃棄物は、当社の処理対象物となる、高濃度ＰＣＢを使用したトランス・コンデンサ類、ＰＣＢ油類、安定器等・汚染物、保管容器等です。

当社の処理対象物とならないＰＣＢ廃棄物は、軽減制度の対象外となります。
当社の処理対象物について、ご不明な点がありましたら、当社へお問い合わせください。連絡先は、本パンフレットの裏表紙をご参照ください。

ＰＣＢを使用した機器を判別する方法は、日本電機工業会、日本照明工業会及び各メーカーのホームページ等をご確認ください。

軽減対象費用について

【処理費用の軽減】

北海道・東京事業区域で保管されている高濃度PCB廃棄物について処理費用の一部を軽減します。

【収集運搬費用の軽減】

JESCOの処理事業所が入門を許可した収集運搬事業者が実施した保管場所からJESCOまでの収集運搬に係る費用の一部を軽減します。収集運搬に伴う積込みや積下し等及び運搬に必要な高濃度PCB廃棄物の修繕や補修の措置の費用も軽減対象です。
（ドラム缶・ペール缶の購入代金と助成金申請のための手続き代行費用については対象外となります。）

収集運搬費用の軽減対象経費

1、収集運搬（積込み、積下しを含む）

2、漏えい防止措置

※消費税及び地方消費税は軽減対象経費に含みません。
※税抜き金額からの軽減率適用となります。
※特別登録・調整協力割引又は早期登録・調整協力割引の適用はありません。

助成限度額（助成金には限度額があります）

	高濃度PCB 廃棄物の種類	中小企業等	個人
収集運搬 積込み・積下し含む	トランス類（台）	364,000 円／台	494,000 円／台
	コンデンサ類（台）	175,000 円／台	237,500 円／台
	PCB 油類（一式）	175,000 円／式	237,500 円／式
	安定器等・汚染物（ドラム缶）	105,000 円／缶	142,500 円／缶
	安定器等・汚染物（ペール缶）	102,000 円／缶	140,000 円／缶
	汚染容器	トランス類もしくはコンデンサ類の上限額を適用	
高濃度PCB廃棄物が2以上ある場合は、その種類ごとの助成限度額を合計した額とする。PCB原液及びPCBを含む油類はPCB機器等登録制度により登録されたPCB油類が対象となり、一申請あたり一式での助成限度額とする。			

漏えい防止措置	中小企業等	個人
	70,000 円／台・式	95,000 円／台・式
漏えい防止措置が必要な高濃度PCB廃棄物が2以上ある場合は、それぞれに助成限度額を適用する。		

お申込の手順

お申込の時期は、PCB廃棄物処理委託契約を結ぶ直前です。手続きの詳細については、処理委託契約のご相談をさせていただく際に個別にご案内いたします。

処理の時期につきましては、都道府県の処理計画に沿って、当社の処理施設の操業計画等を勘案してご提案させていただきます。

助成金申込の書類はJESCOとの契約前と、契約した全ての廃棄物（※）について中間処理が終了した後（マニフェストD票到着後）の**2回**ご提出ください。

※複数の契約を当社と結んでいる場合は、それぞれの契約における中間処理終了時点で、その都度ご提出下さい。

1回目（JESCOとの契約前）

「中小企業者等軽減制度申込書（様式1又は様式2）」に必要事項をご記入の上、添付書類と一緒にご提出ください。

2回目（中間処理終了後）

「収集運搬完了報告書兼助成金支払請求書（様式5）」に必要事項をご記入の上、添付書類と一緒にご提出ください。

書類は当社が別途ご案内する宛先に送付してください。
提出書類は15ページ、16ページの提出書類一覧を参考にすべての書類をご用意ください。

お申込の手順（2）

1 自己診断及び申込書の記入

まずは８～９ページの自己診断シートで軽減措置を受けられるかどうかご確認ください。軽減対象者であることが確認できましたら、申込書の裏面に記載されている申込規約をよくお読みいただいた上で、１０ページ以降の記入例を参考に全ての項目についてご記入いただき、内容を確認して代表者名で記名、押印してください。

※「収集運搬完了報告書兼助成金支払請求書」の提出は手順⑥です。

2 添付書類の準備

軽減措置の適用にあたっては、対象者であることを確認させていただく必要がございますので、１５ページ以降の添付書類一覧表を参照して定められた書類をご用意ください。

なお、場合により、追加で証明書類等の送付をお願いすることがございますのでご了承ください。

3 内容のチェック及び送付

記入漏れ、不足書類がある場合には対象資格の審査ができず、申込が無効になることがございます。内容の確認をお願いいたします。問題が無いようでしたら申込書と添付書類※をご用意いただき、当社が個別にご案内する宛先にお送りください。（保管事業者においても提出する書類とは別に、控えをとって保管してください。）

※登記簿謄本等随時入手可能なものは発行から３ヶ月以内の原本を、そうでないもの（確定申告書写し等）は直近のコピーをご用意ください。

お申込の手順（3）

4 申込内容の審査

お送りいただいた申込書類により、当社および独立行政法人環境再生保全機構が軽減制度の適用の可否について審査を行います。審査結果は当社から保管事業者に文書にてご連絡をさせていただきます。

軽減を受けるには審査結果通知に記載された期日までに契約をしてください

5 契約の締結

審査の結果等に基づき、PCB廃棄物処理委託契約の手続きを進めさせていただくことになります。

収集運搬については、保管事業者とJESCOの処理事業所が入門を許可した収集運搬会社にて収集運搬契約を締結してください。

全てのPCB廃棄物処理が終了した後に

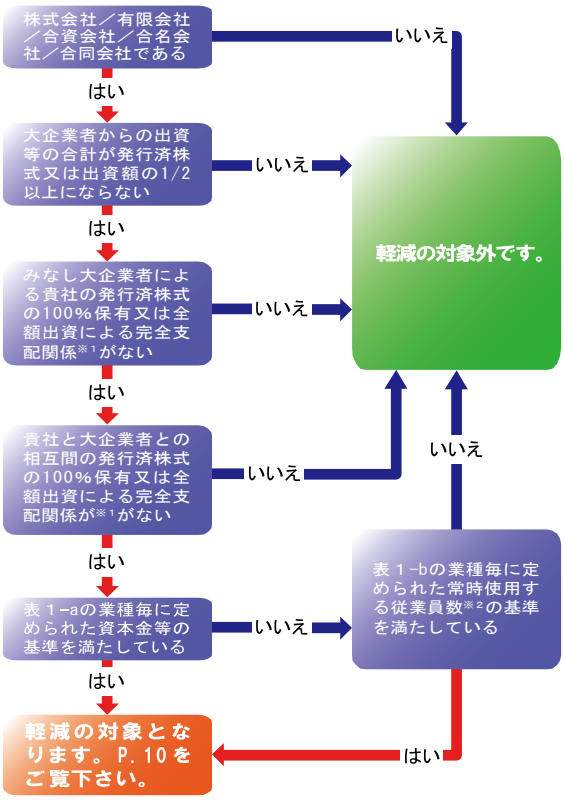
6 収集運搬費用の助成金請求

契約した全ての廃棄物（※）について中間処理が終了した後（マニフェストD票到着後）、中間処理終了日から1年以内又は令和8年7月31日のいずれか早い日までに「収集運搬完了報告書兼助成金支払請求書」と必要な添付書類を提出してください。
助成金は書類審査後に、指定口座へ振込みをさせていただきます。

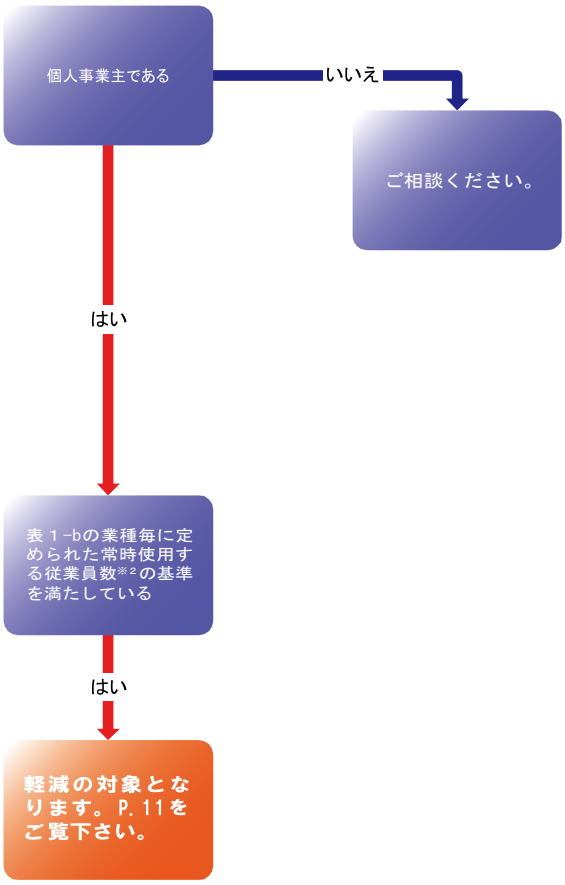
※複数の契約を当社と結んでいる場合は、それぞれの契約における中間処理終了時点で、その都度ご提出下さい。

自己診断シート

会社（株式・有限・合資・合名・合同）として申請する場合



個人事業主として申請する場合



※１　完全支配関係とは発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます

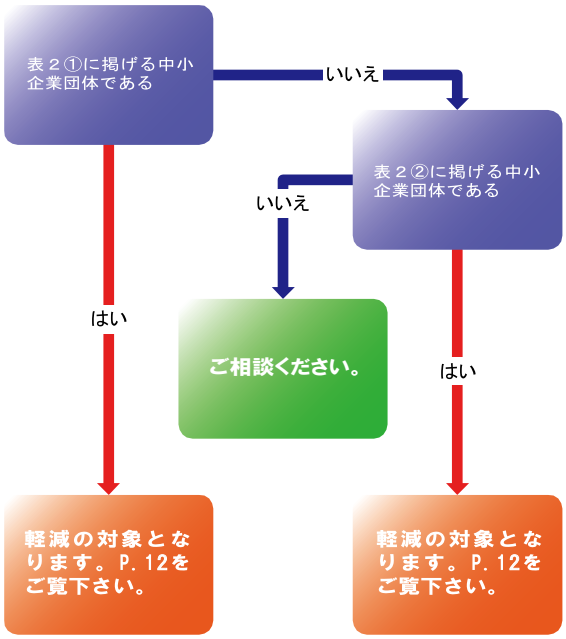
表１-a　中小企業者要件（資本金等）

主たる業種	資本金または出資の総額
製造業	3億円以下
卸売業	1億円以下
サービス業	5,000万円以下
小売業	5,000万円以下
ゴム製品製造業	3億円以下
ｿﾌﾄｳｪｱ業又は情報処理ｻｰﾋﾞｽ業	3億円以下
旅館業	5,000万円以下
その他	3億円以下

表１-b　中小企業者要件（従業員数）

主たる業種	常時使用する従業員数
製造業	300人以下
卸売業	100人以下
サービス業	100人以下
小売業	50人以下
ゴム製品製造業	900人以下
ｿﾌﾄｳｪｱ業又は情報処理ｻｰﾋﾞｽ業	300人以下
旅館業	200人以下
その他	300人以下

中小企業団体として申請する場合



会社以外の法人として申請する場合

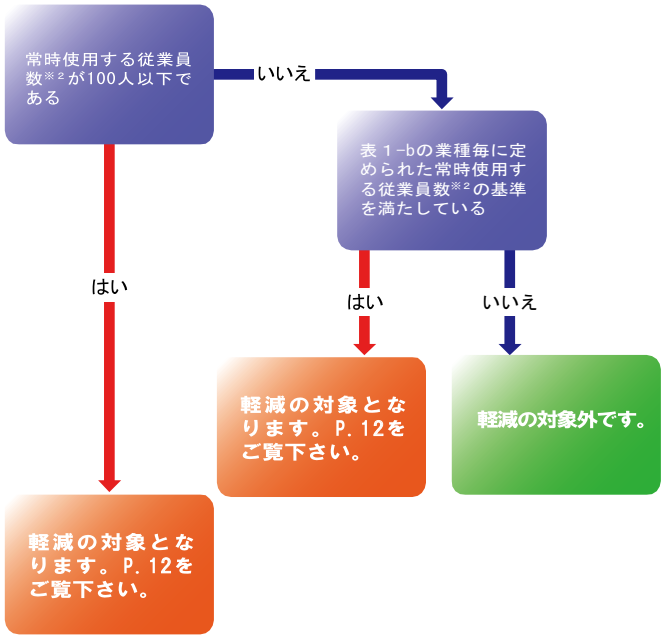


表２　中小企業団体

団体の基準	例
① 中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体	事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会
② 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2／3以上が表１の要件を満たす者であるもの	農業協同組合、漁業協同組合等

※２　常時使用する従業員数とは、事業者として雇用するもの全体の数であって、支社や工場等の事業場における従業員数ではありません。

例：資本金10億円、社員1,000人を雇用する株式会社Ａは製造業を営む会社であり、支店のひとつであるＢ営業所がＰＣＢ廃棄物を保管している。Ｂ営業所では常時使用する従業員を100人雇用している。なお、Ａ社は同族会社であり、大企業からの出資等は受けていない。

この場合、製造業の資本金の基準は表1-aにより3億円となるため、資本金では基準を満たすことが出来ない。次に常時使用する従業員数をみると、表1-bにより300人以下であれば軽減対象となるが、常時使用従業員数は支店等の事業場単位ではなく会社単位で判断するため、常時使用する従業員を1,000人雇用するＡ社は軽減の対象外となる。

申込書記入例（会社（株式・有限・合資・合名・合同））

〔事業者基本情報記入欄〕
●登記簿謄本に記載されている商号、代表者役職・氏名、住所をフリガナを含め正確に記入してください

〔株主・出資関係欄〕
●他者からの出資がない場合でも、必ず記入してください
●株主又は出資者を大企業、中小、個人、その他の区分別に記載願います
●大企業以外の株主・出資者で合計50%を超えるよう記入してください。記入欄が足りない場合は、別紙等に追記ください

〔主たる業種欄〕
●直近の決算においてもっとも売上高が大きい事業が属する業種を番号で記入してください
●事業場単位ではなく、事業者単位で記入してください
●直近の決算書における事業別売上を記入してください

様式１（会社・個人事業主・法人及び中小企業団体用）

JESCO 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
中小企業者等処理費用軽減制度担当宛

中小企業者等軽減制度申込書

※軽減制度のご申請には、本申込書と添付書類が必要です。

受付日	
受付番号	

申込日	令和元年 11 月 1 日	組織区分	☑会社 □個人事業主 □中小企業団体 □法人

申込者法人名等	フリガナ（カブ）カンキョウアンゼンコウギョウ （株）環境安全工業	申込者役職代表者氏名	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク カンキョウ タロウ 代表取締役 環境 太郎
申込者住所	〒105-0014 フリガナ トウキョウトミナトク○○ 東京都港区○○1－1－7 電話番号(03)－(1234)－(5678) FAX (03)－(1234)－(5678)		

株主・出資関係（会社として申請する方のみ記入※会社の方は他企業による資社株式の保有又は出資がない場合でも本欄1～4記入必須）

1 主要株主等の状況（④～⑥欄については②の分類を「中小」とした場合のみ記入ください）

①株主又は出資者氏名	②分類（大企業・中小・個人・その他）	③保有等割合(%)	④業種	⑤資本金（円）	⑥従業員数（人）
環境 次郎	個人	10%			
(株)安全産業	中小	40%	①	100,000,000	100
(株)環境物産	大企業	8%			
環境 三郎	個人	1%			
環境 安子	個人	1%			
保有等割合計		60%			

【記入上の注意点】
②の分類「その他」は、組合・自治体・持株会など「大企業・中小・個人」のいずれにも該当しないものになります
③の保有等割合については大企業者以外で合計が 50%を超えるまでご記入ください。欄が足りない場合は別紙（弊社指定のものか、任意でも可）を作成のうえ追加記入をお願いいたします
④の業種分類については該当する次の番号を記入ください
①製造業（⑤を除く） ②卸売業 ③サービス業（⑥及び⑦を除く） ④小売業 ⑤ゴム製品製造業 ⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業 ⑦旅館業 ⑧その他（ ）

2 大企業者による貴社の株式の保有又は出資の有無
＊発行済株式総数又は出資総額に占める大企業者保有株式又は出資の比率を記入ください
☑ あり（保有等割合 8 %） なし □

3 みなし大企業者*による貴社の発行済株式の 100%保有又は全額出資による完全支配関係*の有無
＊みなし大企業者とは、1又は２者以上の大企業者が発行済株式総数又は出資総額の1/2 以上を占めている会社をいいます
＊3・4 の完全支配関係とは発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます
□ あり なし ☑

4 貴社と大企業者との相互間の発行済株式の 100%保有又は全額出資による完全支配関係*の有無
□ あり なし ☑

A 主たる業種（会社及び個人事業主として申請する方のみ記入ください）

業種分類	② 右欄より主たる業種に該当する番号を選択し、記入ください	①製造業（⑤を除く）②卸売業 ③サービス業（⑥及び⑦を除く）④小売業 ⑤ゴム製品製造業 ⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業 ⑦旅館業 ⑧その他（ ）				
事業の状況	＊直近の決算において総売上高に占める売上高の割合の大きい3事業について前期決算の売上高と事業種目番号を記入ください	事業種目番号（上欄①～⑧を選択し、右欄へ記入ください）	②	①	④	総売上高
		売上高（百万円）	90 百万円	40 百万円	20 百万円	150 百万円

B 主たる業種（会社・中小企業団体を除く法人で、下記業種に該当する場合のみ記入ください。）
＊常時使用する従業員数が300人以下の場合は記入は不要です。

業種分類	主たる業種を右欄から選択ください。	ア.製造業（イを除く） イ.ゴム製品製造業 ウ.ソフトウェア業又は情報処理サービス業 エ.旅館業 オ.その他（ ＊サービス業、小売業は除く

非営利型法人の要件に該当しますか？（一般社団法人、一般財団法人の場合のみ記入ください）
□該当する □該当しない

記入不要

事業規模に係る事項（資本金又は出資の総額の欄は会社として申請する方のみ記入ください）

資本金又は出資の総額	100,000,000 円	常時使用する従業員数	200 人

処理対象物に関する事項

廃棄物分類番号＊	登録番号（s. k. t. c. tc. ek. ecから始まる登録番号を記入ください）	機器等重量
1	S000012345	50 Kg
2	S000012345	60 Kg
5	b000012345	100 Kg
		Kg
		Kg
		Kg
		Kg

＊下記の廃棄物分類番号を記入ください
1．トランス類
2．コンデンサ類
3．PCB油
4．安定器
5．その他

＊1行につきPCB廃棄物を1台（缶）記入してください

＊欄が足りない場合は別紙（様式任意）を作成のうえ追加記入をお願いいたします

JESCO使用欄	
JESCO判定	記入不要
ERCA回付確認	
ERCA判定結果照合	
判定結果通知	
備考欄	

申込者（以下「甲」という。）は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「乙」という。）に対してポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理について、乙が定める中小企業者等軽減措置の適用を受けたいので、必要な書類を添えて申し込みます。また、申し込みにあたり、甲は以下の事項に同意します。
1．乙が定める申込規約（裏面）を遵守することに同意します。特に、本申込書記載事項に基づいて軽減制度の適用を受けた後に記載事項に虚偽があることが判明した場合には、当該申込による軽減額に相当する額の請求に応じることを確認し、同意します。
2．その他乙が軽減措置の適用対象となる資格の判定を行うために他当該申込書に記載されていない事項について照会がある場合には、これに応じることに同意します。

上記記載事項に相違ありません。
申込者法人名等 （株）環境安全工業
申込者役職・代表者氏名 代表取締役 環境 太郎 印

〔軽減対象廃棄物記入欄〕
●当社に登録した、処理費用軽減申込みの対象となるPCB廃棄物の種類、登録番号、機器等重量を記入してください
●数量が多く記入できない場合は、別紙に記入してください
●JESCO使用欄には、何も記入しないでください

〔申込条件同意確認欄〕
●本欄及び裏面の申込規約をよくお読みいただき、同意いただける場合には申込者名称の記入、代表者記名及び代表者印の押印をお願いします
※代表者印の押印が必ず必要となります

●資本金額は登記簿謄本に記載されている正確な値を記入してください
●常時使用する従業員数は事業場・支社単位ではなく、会社・事業者単位で記入してください

申込書記入例（個人事業主）

〔事業者基本情報記入欄〕

●屋号又は雅号・申込者役職・氏名(代表者のみ有効)、住所をフリガナを含め正確に記入してください

〔主たる業種欄〕

●直近の決算においてもっとも売上高が大きい事業が属する業種を番号で記入してください

●事業場単位ではなく、事業者単位で記入してください

●直近の決算書における事業別売上を記入してください

様式１（会社・個人事業主・法人及び中小企業団体用）

JESCO 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
中小企業者等処理費用軽減制度担当宛

中小企業者等軽減制度申込書

※軽減制度のご申請には、本申込書と添付書類が必要です。

受付日	
受付番号	

申込日	令和元年 11 月 1 日	組織区分	□会社 ☑個人事業主 □中小企業団体 □法人

申込者法人名等	フリガナ カンキョウセイサクショ 環境製作所	申込者役職代表者氏名	フリガナ アンゼン ジロウ 安全 次郎
申込者住所	フリガナ トウキョウトミナトク○○ 〒105-0014 東京都港区○○1－1－7 電話番号(03)－(1234)－(5678) FAX(03)－(1234)－(5678)		

株主・出資関係（会社として申請する方のみ記入＊会社の方は他企業による資社株式の保有又は出資がない場合でも本欄1～4記入必須）

1 主要株主等の状況（④～⑥欄については②の分類を「中小」とした場合のみ記入ください）

①株主又は出資者氏名	②分類(大企業・中小・個人・その他)	③保有等割合(%)	④業種	⑤資本金(円)	⑥従業員数(人)
記入不要					
保有等割合計					

【記入上の注意点】
②の分類「その他」は、組合・自治体・持株会など「大企業・中小・個人」のいずれにも該当しないものになります
③の保有等割合については大企業者以外で合計が50%を超えるまでご記入ください。欄が足りない場合は別紙（弊社指定のものか、任意でも可）を作成のうえ追加記入をお願いいたします
④の業種分類については該当する次の番号を記入ください
①製造業（⑤を除く） ②卸売業 ③サービス業（⑥及び⑦を除く） ④小売業 ⑤ゴム製品製造業 ⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業 ⑦旅館業 ⑧その他（ ）

2 大企業者による貴社の株式の保有又は出資の有無
＊発行済株式総数又は出資総額に占める大企業者保有株式又は出資の比率を記入ください
□ あり（保有等割合 %） なし □

3 みなし大企業者*による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係*の有無
＊みなし大企業者とは、1又は2者以上の大企業者が発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を占めている会社をいいます
＊3･4の完全支配関係とは発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます
□ あり なし □

4 貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係*の有無
□ あり なし □

A 主たる業種（会社及び個人事業主として申請する方のみ記入ください）

業種分類	① 右欄より主たる業種に該当する番号を選択し、記入ください	①製造業（⑤を除く）②卸売業 ③サービス業（⑥及び⑦を除く）④小売業 ⑤ゴム製品製造業 ⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業 ⑦旅館業 ⑧その他（ ）				
事業の状況	＊直近の決算において総売上高に占める売上高の割合の大きい3事業について前期決算の売上高と事業種目番号を記入ください	事業種目番号（上欄①～⑧を選択し、右欄へ記入ください）	①			総売上高
		売上高（百万円）	20 百万円	百万円	百万円	20 百万円

B 主たる業種（会社･中小企業団体を除く法人で、下記業種に該当する場合のみ記入ください。）
＊常時使用する従業員数が 人以下の場合は記入が必要です。

業種分類	□	ア.製造業（イを除く） イ.ゴム製品製造業 ウ.ソフトウェア業又は情報処理サービス業 エ.旅館業 オ.その他（ ） ＊サービス業、卸売業、小売業は除く

非営利型法人の要件に該当しますか（一般社団法人、一般財団法人の場合のみ記入ください）
□該当する □該当しない

記入不要

事業規模に係る事項（資本金又は出資の総額の欄は会社として申請する方のみ記入ください）

資本金又は出資の総額	記入不要 円	常時使用する従業員数	5 人

処理対象物に関する事項

廃棄物分類番号＊	登録番号（s. k. t. c. tc. ek. ecから始まる登録番号を記入ください）	機器等重量
2	S000022222	20Kg
		Kg
		Kg
		Kg
		Kg
		Kg
		Kg

＊下記の廃棄物分類番号を記入ください
1．トランス類
2．コンデンサ類
3．PCB油
4．安定器
5．その他

＊1行につきPCB廃棄物を1台（缶）記入してください
＊欄が足りない場合は別紙（様式任意）を作成のうえ追加記入をお願いいたします

JESCO使用欄	
JESCO判定	記入不要
ERCA回付確認	
ERCA判定結果照合	
判定結果通知	
備考欄	

申込者（以下「甲」という。）は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「乙」という。）に対してポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理について、乙が定める中小企業者等軽減措置の適用を受けたいので、必要な書類を添えて申し込みます。また、申し込みにあたり、甲は以下の事項に同意します。

1．乙が定める申込規約（裏面）を遵守することに同意します。特に、本申込書記載事項に基づいて軽減制度の適用を受けた後に記載事項に虚偽があることが判明した場合には、当該申込による軽減額に相当する額の請求に応じることを確認し、同意します。

2．その他乙が軽減措置の適用対象となる資格の判定を行うために他当該申込書に記載されていない事項について照会がある場合には、これに応じることに同意します。

上記記載事項に相違ありません。

申込者法人名等 環境製作所

申込者役職･代表者氏名 安全 次郎 安全 印

〔事業規模記入欄〕

●常時使用する従業員数は事業場･支社単位ではなく、会社･事業者単位で記入してください

〔軽減対象廃棄物記入欄〕

●当社に登録した、処理費用軽減申込みの対象となるPCB廃棄物の種類、登録番号、機器重量を記入してください

●数量が多く記入できない場合は、別紙に記入してください

●JESCO使用欄には、何も記入しないでください

〔申込条件同意確認欄〕

●本欄及び裏面の申込規約をよくお読みいただき、同意いただける場合には申込者商号及び氏名の記名及び押印をお願いします

●印鑑はシャチハタ印以外のものをお使いください

申込書記入例（中小企業団体・法人）

［注意］会社（株式・有限・合資・合名・合同）の方は、法人枠ではお申込みできません。
会社の方はP．10 を参照して下さい。

〔事業者基本情報記入欄〕
●登記簿謄本に記載されている商号（名称）、代表者役職・氏名、本店住所をフリガナを含め正確に記入してください

様式１（会社・個人事業主・法人及び中小企業団体用）

JESCO 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
中小企業者等処理費用軽減制度担当宛

中小企業者等軽減制度申込書

※軽減制度のご申請には、本申込書と添付書類が必要です。

受付日	
受付番号	

申込日	令和元年 11 月 1 日	組織区分	□会社 □個人事業主 □中小企業団体 ☑法人
申込者法人名等	フリガナ ｶﾞｯｺｳﾎｳｼﾞﾝｶﾝｷｮｳｶﾞｸｴﾝ 学校法人環境学園	申込者役職代表者氏名	フリガナ ﾘｼﾞﾁｮｳ　ｶﾝｷｮｳ　ｻﾌﾞﾛｳ 理事長　環境　三郎
申込者住所	〒105-0014 フリガナ ﾄｳｷｮｳﾄﾐﾅﾄｸ〇〇 東京都港区〇〇1－1－7 電話番号(03)－(1234)－(5678)　FAX(03)－(1234)－(5678)		

株主・出資関係（会社として申請する方のみ記入※会社の方は他企業による資社株式の保有又は出資がない場合でも本欄1～4記入必須）

1 主要株主等の状況（④～⑥欄については②の分類を「中小」とした場合のみ記入ください）

①株主又は出資者氏名	②分類（大企業・中小・個人・その他）	③保有等割合(%)	④業種	⑤資本金(円)	⑥従業員数（人）
保有等割合計					

記入不要

【記入上の注意点】
②の分類「その他」は、組合・自治体・持株会など「大企業・中小・個人」のいずれにも該当しないものになります
③の保有等割合については大企業者以外で合計が 50%を超えるまでご記入ください。欄が足りない場合は別紙（弊社指定のものか、任意でも可）を作成のうえ追加記入をお願いいたします
④の業種分類については該当する次の番号を記入ください
①製造業（⑤を除く） ②卸売業 ③サービス業（⑥及び⑦を除く） ④小売業 ⑤ゴム製品製造業 ⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業 ⑦旅館業 ⑧その他（　　）

2 大企業者による貴社の株式の保有又は出資の有無
*発行済株式総数又は出資総額に占める大企業者保有株式又は出資の比率を記入ください
□ あり（保有等割合　　%） なし □

3 みなし大企業者*による貴社の発行済株式の 100%保有又は全額出資による完全支配関係*の有無
*みなし大企業者とは、1又は２者以上の大企業者が発行済株式総数又は出資総額の1/2 以上を占めている会社をいいます
*3･4 の完全支配関係とは発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます
□ あり　　なし □

4 貴社と大企業者との相互間の発行済株式の 100%保有又は全額出資による完全支配関係*の有無
□ あり　　なし □

A 主たる業種（会社及び個人事業主として申請する方のみ記入ください）

業種分類：右欄より主たる業種番号を選択し記入ください　①製造業（⑤を除く）②卸売業 ③サービス業（⑥及び⑦を除く）④小売業 ⑤ゴム製品製造業 ⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業 ⑦旅館業 ⑧その他（　　）

事業の状況：＊直近の決算において総売上高に占める割合が最も大きい事業について前期決算の売上高と事業種目番号を記入ください　事業種目番号（上欄①～⑧を選択し右欄へ記入ください）

売上高（百万円）	百万円	百万円	百万円	総売上高 百万円

記入不要

B 主たる業種（会社･中小企業団体を除く法人で、下記業種に該当する場合のみ記入ください。）
＊常時使用する従業員数が、100人以下の場合は記入は不要です。

業種分類：主たる業種を右欄のア～オより選択し、記入ください。
ア.製造業（イを除く）　イ.ゴム製品製造業
ウ.ソフトウェア業又は情報処理サービス業　エ.旅館業
オ.その他（　　）　＊サービス業、卸売業、小売業は除く

非営利型法人の要件に該当するか否か　【一般社団法人、一般財団法人の場合のみ記入ください。】
□該当する　□該当しない

事業規模に係る事項（資本金又は出資の総額の欄は会社として申請する方のみ記入ください）

資本金又は出資の総額は	記入不要 円	常時使用する従業員数	50 人

処理対象物に関する事項

廃棄物分類番号＊	登録番号（s. k. t. c. tc. ek. ecから始まる登録番号を記入ください）	機器等重量
2	S000022222	20 Kg
		Kg
		Kg
		Kg
		Kg
		Kg
		Kg

＊下記の廃棄物分類番号を記入ください
1．トランス類
2．コンデンサ類
3．PCB油
4．安定器
5．その他

＊1行につきPCB廃棄物を1台（缶）記入してください

＊欄が足りない場合は別紙（様式任意）を作成のうえ追加記入をお願いいたします

JESCO使用欄

JESCO判定	
ERCA回付確認	記入不要
ERCA判定結果照合	
判定結果通知	
備考欄	

申込者（以下「甲」という。）は、中間貯蔵･環境安全事業株式会社（以下「乙」という。）に対してポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理について、乙が定める中小企業者等軽減措置の適用を受けたいので、必要な書類を添えて申し込みます。また、申し込みにあたり、甲は以下の事項に同意します。

1．乙が定める申込規約（裏面）を遵守することに同意します。特に、本申込書記載事項に基づいて軽減制度の適用を受けた後に記載事項に虚偽があることが判明した場合には、当該申込による軽減額に相当する額の請求に応じることを確認し、同意します。

2．その他乙が軽減措置の適用対象となる資格の判定を行うために他当該申込書に記載されていない事項について照会がある場合には、これに応じることに同意します。

上記記載事項に相違ありません。

申込者法人名等　学校法人環境学園

申込者役職･代表者氏名　理事長　環境　三郎　印

〔主たる業種記入欄〕
●中小企業団体の場合には記入の必要はありません
●常時使用する従業員数が100人以下の場合は、記入は不要です
●法人の場合には（主たる業種がサービス業、卸売業、小売業は除きます）、主たる業種欄の記入をお願いします
●事業場、支社単位ではなく、法人全体の業種を記入してください

〔事業規模記入欄〕
●中小企業団体の場合には記入の必要はありません
●法人の場合には常時使用する従業員数の欄の記入をお願いします
●常時使用する従業員数は事業場・支社単位ではなく、法人全体の人数を記入してください

〔軽減対象廃棄物記入欄〕
●当社に登録した、処理費用軽減申込みの対象となるPCB廃棄物の種類、登録番号、機器等重量を記入してください
●数量が多く記入できない場合は、別紙に記入してください
●JESCO使用欄には、何も記入しないでください

〔申込条件同意確認欄〕
●本欄及び裏面の申込規約をよくお読みいただき、同意いただける場合には申込団体・法人名及び代表者氏名の記名及び押印をお願いします
※代表者印の押印が必ず必要となります

申込書記入例（個人）

〔申込者基本情報記入欄〕
●申込者欄には処理委託契約を申し込む方の氏名、住所等をフリガナを含め記入してください

前保管者が解散又は廃業し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を承継する方のみ記入ください
●閉鎖謄本等をご参照のうえ、廃業当時の状況を正確にご記入ください
●承継年月欄には前保管者からポリ塩化ビフェニル廃棄物を承継した時期を記入してください

〔ポリ塩化ビフェニル廃棄物を個人で保管することとなった理由欄〕
●現保管者が承継することになった理由を簡潔に記入してください

JESCO 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
中小企業者等処理費用軽減制度担当宛

様式２（個人等用）

中小企業者等軽減制度申込書

※軽減制度のご申請には、本申込書と添付書類が必要です。

受付日	
受付番号	

申込日	令和元年 11 月 1 日

申込者氏名	フリガナ　アンゼン シロウ 安全　四郎
申込者住所	〒105-0014　フリガナ　トウキョウトミナトクOO 東京都港区〇〇1－1－7 電話番号（03）－（2345）－（6789）　FAX（03）－（2345）－（6789）

前保管者が解散又は廃業し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を承継する方のみ記入ください

前保管者の名称	フリガナ　ユウゲンカイシャカンキョウセイサクショ 有限会社環境製作所		
前保管者の住所	フリガナ 申込者住所と同じ		
解散・廃業の時期	昭和 (平成) 令和 5 年 10 月 28 日	前保管者からポリ塩化ビフェニル廃棄物を承継した時期	昭和 (平成) 令和 5 年 10 月 28 日

ポリ塩化ビフェニル廃棄物を個人等で保管することとなった理由

●前保管者が事業をされていた方の例
今般、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対して処理を委託するPCB廃棄物は、全て有限会社環境製作所において使用・保管していたものであり、平成〇年〇月に同社が解散したこと等に伴い、解散当時において代表取締役を務めていた私　安全　四郎　がその保管義務を承継したものです。

●破産者（破産管財人）の例
平成〇年〇月〇日付で破産者株式会社〇〇の破産管財人として裁判所から選任されたものです。

※何らかの理由で軽減対象廃棄物を保管することとなった個人の方もご記入ください

処理対象物に関する事項

廃棄物分類番号＊	登録番号（s. k. t. c. tc. ek. ecから始まる登録番号を記入ください）	機器等重量
2	S000012345	20Kg
		Kg
		Kg
		Kg
		Kg
		Kg
		Kg
		Kg

＊下記の廃棄物分類番号を記入ください
1．トランス類
2．コンデンサ類
3．PCB油
4．安定器
5．その他

＊１行につきPCB廃棄物を１台（缶）記入してください

＊欄が足りない場合は別紙（様式任意）を作成のうえ追加記入をお願いいたします

JESCO使用欄	
JESCO判定	
ERCA回付確認	記入不要
ERCA判定結果照合	
判定結果通知	
備考欄	

申込者（以下「甲」という。）は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「乙」という。）に対してポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理について、乙が定める中小企業者等軽減措置の適用を受けたいので、必要な書類を添えて申し込みます。また、申し込みにあたり、甲は以下の事項に同意します。

1．乙が定める申込規約（裏面）を遵守することに同意します。特に、本申込書記載事項に基づいて軽減制度の適用を受けた後に記載事項に虚偽があることが判明した場合には、当該申込による軽減額に相当する額の請求に応じることを確認し、同意します。

2．その他乙が軽減措置の適用対象となる資格の判定を行うために他当該申込書に記載されていない事項について照会がある場合には、これに応じることに同意します。

上記記載事項に相違ありません。

申込者氏名　安全　四郎　印

〔軽減対象廃棄物記入欄〕
●当社に登録した、処理費用軽減申込みの対象となるPCB廃棄物の種類、登録番号、機器等重量を記入してください
●JESCO使用欄には、何も記入しないでください

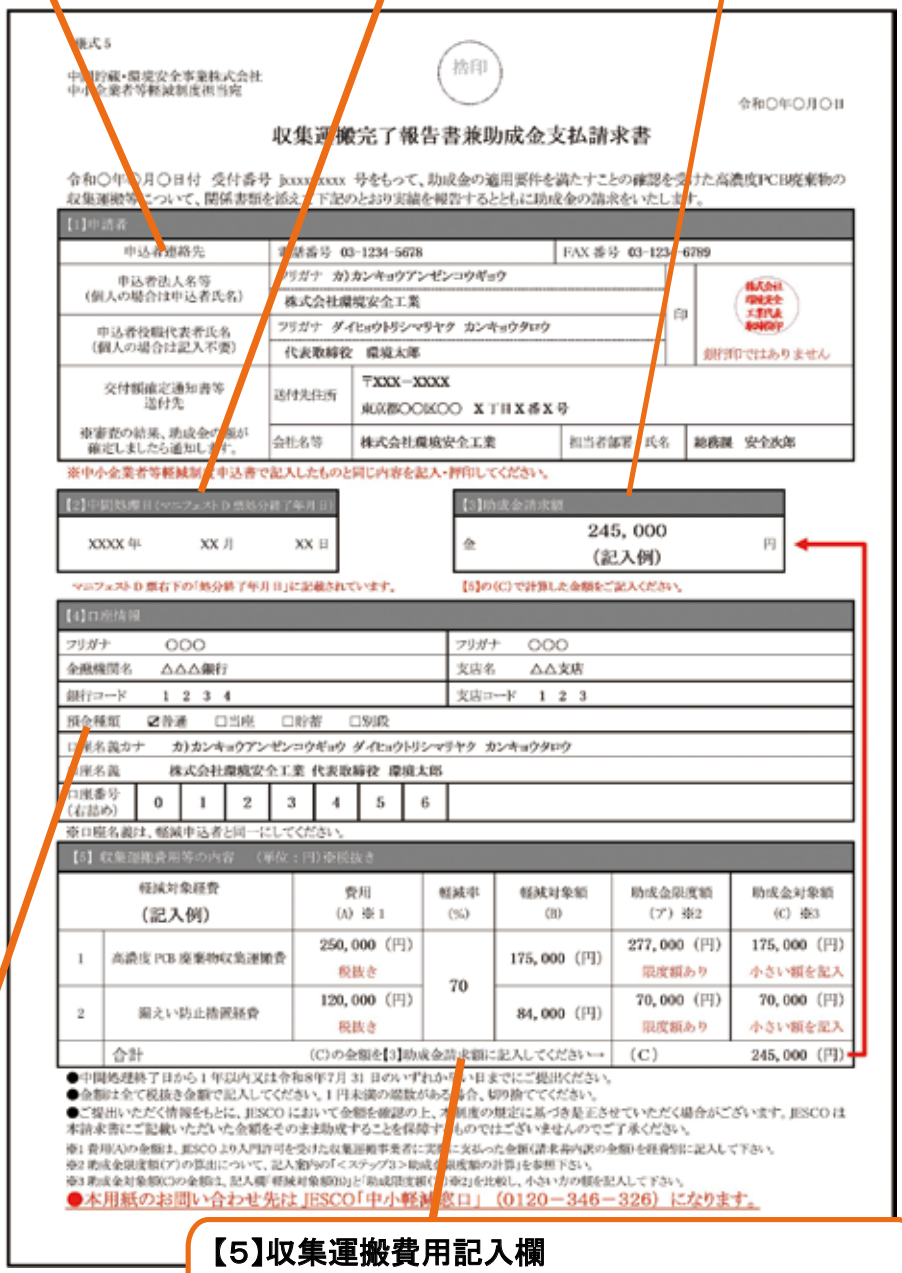
〔申込条件同意確認欄〕
●本欄及び裏面の申込規約をよくお読みいただき、同意いただける場合には申込者氏名の記名、押印をお願いします
●印鑑はシャチハタ印以外のものをお使いください

申込書記入例（収集運搬完了報告書兼助成金支払請求書）

【1】申請者欄
登記簿謄本に記載されている商号(名称)、役職代表者氏名をフリガナを含め正確に記入してください

【2】中間処理日(マニフェストD票記載)
マニフェストD票に記載されている処分終了年月日を記入してください

【3】助成金請求額欄
【5】の(C)と同額であることをご確認し、記入してください



様式５

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
中小企業者等軽減制度担当宛

捺印

令和〇年〇月〇日

収集運搬完了報告書兼助成金支払請求書

令和〇年〇月〇日付　受付番号 jxxxxxxxx 号をもって、助成金の適用要件を満たすことの確認を受けた高濃度PCB廃棄物の収集運搬等について、関係書類を添えて下記のとおり実施を報告するとともに助成金の請求をいたします。

【1】申請者

申込者連絡先	電話番号 03-1234-5678	FAX 番号 03-123[illegible]6789	
申込者法人名等（個人の場合は申込者氏名）	フリガナ カ)カンキョウアンゼンコウギョウ 株式会社環境安全工業	印	銀行印ではありません
申込者役職代表者氏名（個人の場合は記入不要）	フリガナ ダイヒョウトリシマヤク カンキョウタロウ 代表取締役　環境太郎		
交付額確定通知書等送付先	送付先住所	〒XXX－XXXX 東京都〇〇区〇〇　X丁目X番X号	
申請書の結果、助成金の額が確定しましたら通知します。	会社名等	株式会社環境安全工業	担当者部署 総務課　氏名 安全次郎

※中小企業者等軽減制度申込書で記入したものと同じ内容を記入・押印してください。

【2】中間処理日（マニフェストD票処分終了年月日）
XXXX 年　XX 月　XX 日
マニフェストD票右下の「処分終了年月日」に記載されています。

【3】助成金請求額
金　245,000（記入例）　円
【5】の(C)で計算した金額をご記入ください。

【4】口座情報

フリガナ	〇〇〇	フリガナ	〇〇〇
金融機関名	△△△銀行	支店名	△△支店
銀行コード	1 2 3 4	支店コード	1 2 3
預金種類	☑普通　□当座　□貯蓄　□別段		
口座名義カナ	カ)カンキョウアンゼンコウギョウ ダイヒョウトリシマヤク カンキョウタロウ		
口座名義	株式会社環境安全工業 代表取締役　環境太郎		
口座番号（右詰め）	0 1 2 3 4 5 6		

※口座名義は、軽減申込者と同一にしてください。

【5】収集運搬費用等の内容　（単位：円）※税抜き

	軽減対象経費（記入例）	費用（A）※1	軽減率（%）	軽減対象額（B）	助成金限度額（ア）※2	助成金対象額（C）※3
1	高濃度PCB廃棄物収集運搬費	250,000（円）税抜き	70	175,000（円）	277,000（円）限度額あり	175,000（円）小さい額を記入
2	漏えい防止措置経費	120,000（円）税抜き		84,000（円）	70,000（円）限度額あり	70,000（円）小さい額を記入
	合計	(C)の金額を【3】助成金請求額に記入してください→		（C）		245,000（円）

●中間処理終了日から１年以内又は令和8年7月31日のいずれか早い日までにご提出ください。
●金額は全て税抜き金額で記入してください。１円未満の端数がある場合、切り捨ててください。
●ご提出いただく情報をもとに、JESCOにおいて金額を確認の上、本制度の規定に基づき是正させていただく場合がございます。JESCOは本請求書にご記載いただいた金額をそのまま助成することを保障するものではございませんのでご了承ください。
※1 費用(A)の金額は、JESCOより入門許可を受けた収集運搬事業者に実際に支払った金額(請求書内訳の金額)を税抜きで記入して下さい。
※2 助成金限度額(ア)の算出について、記入例内の「<ステップ3>助成金限度額の計算」を参照下さい。
※3 助成金対象額(C)の金額は、記入欄「軽減対象額(B)」と「助成限度額（ア）※2」を比較し、小さい方の額を記入して下さい。
●本用紙のお問い合わせ先はJESCO「中小軽減窓口」（0120－346－326）になります。

【4】口座情報欄
通帳に記載されている金融機関名、支店名、銀行・支店コード、預金種類、口座名義、口座番号を、口座名義カナも含めて正確に記入してください
口座名義は【1】軽減申込者と同一にしてください

【5】収集運搬費用記入欄
費用欄(A)欄
　実際に収集運搬会社に支払った金額(請求書の金額)を税抜きで記入してください。
軽減率(%)欄
　中小企業者等の方は70%、個人の方は95%と記入してください。
軽減対象額(B)欄
　中小企業等の方は費用(A)の70%、個人の方は費用(A)の95%の金額を記入してください。
助成金対象額(C)欄
　経費区分ごとに、軽減対象額(B)欄の金額と助成限度額(4ページ参照)の金額を比較して、小さいほうの金額を(C)欄に記入してください。

「中小企業者等軽減制度申込書」のご提出にあたっては、以下の書類をご用意ください。この書類のご提出時期は、JESCOとPCB廃棄物処理委託契約を結ぶ直前です。

☆提出書類（各1部ご提出ください。）

1）中小企業者等軽減制度申込書

2）以下の添付書類

		法人登記簿謄本等（履歴事項全部証明書）等	国税確定申告書の写し	その他
中小企業者	(1) 会社（株式・有限・合資・合名・合同）※6	●（商業登記簿）	●（法人税申告）	
	(2) 個人事業主		●（所得税申告）	
	(3) 中小企業団体 ※6	●（法人登記簿）		●（定款・組合員名簿※1）
(4) 法人 ※会社、中小企業団体を除く ※6		●（法人登記簿）	●（法人税申告）	●（従業員数を証する書類※2）（主たる業種を証する書類※3）
(5) 個人	解散又は事業の廃止により保管することとなった個人	●前保管者が法人（閉鎖謄本※4）	●前保管者が個人事業主（廃業届または廃業証明）	●破産管財人（管財人証明書）
	上記以外の個人			●（所得証明書※5、所得税申告の写し、自治体への特措法届出の写し、誓約書）

※1…特別な法律により設立された組合又はその連合会の方について、構成員を確認する必要がある場合は提出していただくことがあります。
※2…確定申告書添付書類　等
※3…公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人の場合は、定款と事業報告書等が必要です（サービス業、小売業、卸売業を除く。）。それ以外の法人でも、業種を確認する必要がある場合は、別途必要な書類を提出していただくことがあります。
※4…法人の所在地を管轄する法務局（登記所）で取得できますが、廃業から20年を経過している場合には入手不可となることがあります。その際には、別途書類（廃業したことがわかる資料等）が必要です。
※5…証明する年の1月1日時点の住民地の市区町村で取得できます。
※6…清算中・特別清算中又は破産手続中の法人に該当する場合は(1)会社（3)中小企業団体（4)法人に準拠する添付書類及び申込書をご提出いただきます。

- 提出書類は、中小企業者等軽減制度以外には使用いたしません。
- 提出書類は、お返しできません。保管事業者においても提出する書類とは別に、控えを取って保管してください。
- 必要がある場合は、追加で書類をご提出いただくこともございます。

提出書類の一覧（1回目）

提出書類の一覧（2回目）

「収集運搬完了報告書兼助成金支払請求書」のご提出にあたっては、以下の書類をご用意ください。
この書類のご提出時期は、契約した全ての廃棄物について中間処理が終了した後（マニフェストD票到着後）です。

☆提出書類（各1部ご提出ください）

1）収集運搬完了報告書兼助成金支払請求書（様式5）

2）収集運搬費用の見積書の写し

3）収集運搬費用の請求書の写し

4）収集運搬費用の支払いを証明する書類の写し（振込明細書等）

5）通帳の写し又は振込先口座を確認できる金融機関が発行した書類等（金融機関名、支店名、銀行・支店コード、預金種類、口座名義、カナ名義、口座番号が確認できるものを提出ください。）
※口座名義は、軽減申込者と同一にしてください。

※マニフェストは提出する必要はありません。

- 提出書類は、中小企業者等軽減制度以外には使用いたしません。
- 提出書類は、お返しできません。保管事業者においても提出する書類とは別に、控えを取って保管してください。
- 必要がある場合は、追加で書類をご提出いただくこともございます。
- 中間処理終了日から1年以内又は令和8年7月31日のいずれか早い日までにご提出ください。

お申込から収集運搬費用助成金振込みまで

▼ お申込後の手続きの流れ

中小企業者等軽減制度の申込

▽

審査

▽

審査結果通知の受領

▽

JESCOと処理委託契約書の締結

▼ 以下、収集運搬費用軽減の流れ

保管事業者と収集運搬会社にて収集運搬契約を締結

▽

JESCOが廃棄物の中間処理終了（マニフェストD票到着）

▽

収集運搬完了報告書兼助成金支払請求書を提出

▽

審査

▽

中小企業者等軽減制度交付額確定通知書の受領

▽

指定口座に収集運搬費用助成額を振込み

JESCO 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

【本　社】 中小企業者等軽減制度窓口

〒105-0014　東京都港区芝1丁目7番17号　住友不動産芝ビル3号館

Tel:03-5765-1920　Fax:03-5765-1923

中間貯蔵・環境安全事業株式会社ホームページ

［ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、インターネットでも情報発信を行っています。新しい情報を更新拡充しておりますのでぜひ活用ください。 ］

●ホームページアドレス　https://www.jesconet.co.jp

●ご意見・お問い合わせ　pcb_toroku.tanto＠jesconet.co.jp

リサイクル適性Ⓐ

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

TOYO INK nonVOC®

2024. 9